

## 「しずまえ」ロゴマーク募集要項

### 1 趣旨

静岡市では、清水区蒲原から駿河区石部までの駿河湾沿岸地域を「しずまえ」と称し、ここで水揚げされる水産物（「しずまえ鮮魚」）を活用して、同地域を活性化させようと「しずまえ振興」を進めています。

平成 28 年度に「静岡市しずまえ振興計画」を策定し、「しずまえ＝水産物のおいしい地域」というイメージを定着させるとともに、水産業をはじめとする地域の活性化を目指し、様々な活動を行ってきました。

「しずまえ」では、主に「由比・蒲原地区」の「桜えび」、「清水地区」の「マグロ」、「用宗地区」の「しらす」を中心に多種多様な魚が水揚げされています。各地域がそれぞれの特色を生かしてPR活動を行っており、次第に認知度が向上しています。

今後、さらに認知度を向上させ、上記の目標を達成していくためには、3地域が共通の目的意識を持ち、連携したPR活動を行っていくことが必要です。

そこで、「しずまえで水揚げされる水産物」を表現する新たなロゴマークを制作し、さらにPR活動を推進し、魅力の発信やブランド力の向上につなげていきたいと考えています。

### 2 主催者

静岡市

しずまえ振興協議会

### 3 募集内容

#### (1) ロゴマークの内容

- ・「シンボルマーク」と「ロゴタイプ（しずまえ）」を組み合わせたデザインで作成してください（「しずまえ」以外の文字は使用しないでください。文字のフォントの指定はありません）。
- ・色数は自由としますが、拡大・縮小、白黒・単色で使用する場合も考慮してください。

#### (2) ロゴマークに込めるイメージ

ロゴマークを制作するにあたっては、上記趣旨のほか、下記の点を踏まえ考案してください。

- ・「しずまえ」では、「桜えび」、「しらす」、「マグロ」をはじめとした多くの種類の魚が水揚げされており、「しずまえ＝水産物がおいしい地域である」ことが伝わるようなデザインにしてください。
- ・将来的にこのロゴマークが全国的に認知され、それを見ると上記の地域イメージが思い出され、皆様に選ばれるブランドになることを目指しています。

### (3) ロゴマークの使用について

決定したロゴマークは、「しずまえ」で水揚げされた水産物やそれらを使った加工品であることを示すシールなどのほか、販促グッズ、チラシ、パンフレットやウェブサイトなど様々な場面で活用する予定です。

## 4 応募方法

- ・「応募用紙」を用いて、ロゴマークとその説明並びに応募者の氏名(ふりがな)、住所、電話番号、職業、年齢、性別及びe-mailアドレスを御記入いただき、下記の送付先に御送付ください（応募用紙は市ホームページよりダウンロードできます）。
- ・一人につき何点でも応募することができますが、1作品ごとに必要書類をすべて記載してください。必要事項が記載されていないものは無効となります。

【送付先】※本事業の受託者（株式会社LEAPH）が送付先となります。

### ①電子メール（応募用紙と作品をメールに添付）

ロゴマークデータは、PDF形式またはJPEG形式とし、3MB以内で件名を「ロゴマーク応募」としてください。

送付先メールアドレス：info@leap-h.com

### ②郵送（応募用紙とCD等を同封）

作品を折り曲げないようにし、応募作品の画像データ（PDF形式またはJPEG形式）を保存した記憶メディア（CD等）を同封し、封筒に「ロゴマーク応募」と明記してください。

送付先：株式会社LEAPH 〒422-8005 静岡市駿河区池田1356-26

## 5 応募資格

募集要項に同意いただける方は、どなたでも応募できます。

## 6 応募締め切り

令和3年2月1日(月)まで（必着）

## 7 選考方法

しずまえ振興協議会メンバーによる審査、市民投票、選考委員による審査にて選考を行います。

## 8 賞品

### (1) 賞品

◎最優秀賞 1点 10万円（委託料）+しずまえ特産品詰合せ 1万円相当

○優秀賞 2点 しずまえ特産品詰合せ 5千円相当

## (2) 委託について

- ・最優秀賞の受賞者には別途委託契約を締結させていただきます。
- ・委託業務内容は、①電子データ（AI、EPS、JPEG、PDF形式等）の提出（ロゴマークの制作）、②採用作品の商標登録をする権利及び著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）等の権利の引き渡しです。
- ・委託料は最大10万円とします。委託料は委託業務完了後にお支払いします。
- ・採用作品の商標登録をする権利及び採用作品の知的財産権に係る一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、全て静岡市に帰属し、権利譲渡の対価は委託料をもって充てることとします。また、受賞者は著作者人格権を行使しないものとします。

## 9 結果の公表（令和3年3月下旬頃を予定）

- (1) 受賞作品の発表は、審査結果が決まり次第受賞者に直接連絡をするとともに、静岡市のホームページ内に掲載します。
- (2) ホームページへの掲載の際には、作品及び受賞者の氏名、所属を公表します。

## 10 その他

- (1) 応募作品は、自作・未発表で、第三者が有する知的財産権の権利を侵害しないものに限ります。なお、この規定に違反していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても受賞を取り消します。万が一知的財産権の責任が問われた場合、主催者は、その責を一切負わないものとし、その責任・解決は、全て応募者の責任において対応することとします。また、入賞作品がすでに発表されているものと同じ、あるいは酷似していること等が判明した場合には、受賞を取り消すことがあります。
- (2) 採用作品の使用に当たっては、原案を尊重しながら補正・修正および文字を付加して使用させていただく場合があります。
- (3) 選考の結果、ふさわしいデザインがない場合は、未決定とすることもあります。
- (4) 送付中やメール送信中の事故により作品が届かなかった場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、主催者は一切責任を負いません。
- (5) 応募作品は、デジタル化できないものは採用できません。
- (6) 応募作品は返却しません。
- (7) 応募者の個人情報の取り扱いについては、作品の審査および発表の範囲内においてのみ利用し、ご本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません（法令等により開示を求められた場合を除く）。
- (8) 受賞の権利を、個人に譲渡又は換金することはできません。

- (9) 受賞者の住所、転居先等が不明で連絡が取れない場合は、受賞が無効になる場合があります。
- (10) 未成年の方が受賞した場合は、親権者の同意書が必要となります。
- (11) 審査結果公表前の作品の審査状況へのお問い合わせには、一切お答えできません。
- (12) 応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとします。
- (13) 本規定に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。

## 11 問い合わせ先

静岡市水産漁港課しずまえ振興係  
〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号  
TEL:054-354-2337 FAX:054-353-4540  
e-mail : suisan@city.shizuoka.lg.jp

【参考資料】（制作にあたっては下記資料も参考にしてください）

- ① 「しずまえ」のイメージについて（下記ポスター等で啓発を行っています）



- ② 「しずまえ」の情報について

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/630\\_000211.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/630_000211.html)（市ホームページ）